

民事訴訟法モデル案について

第1 総論的意見（他の科目にも共通する意見）

- 1 共通到達目標案に掲記された項目が、法科大学院で教育ないし学修すべき民事訴訟法のコアに関する現時点における最大公約数であって、教育や学修の「一応の指針」に過ぎず、項目として特記されていない事柄でも、教育ないし学修すべきことがあることを示すべきである。
- 2 ある項目が他の場面でも関連して問題になることや各制度の有機的関連性を指摘するなどして、手続全体を通じた横断的な理解を促進するような配慮をすべきである（文末に矢印を用いて他の制度との関連性が示されている項目が少なからずあったので、かかる配慮をより一層充実させるべきである。）
また、手続法と実体法との有機的関連性等他の科目との架橋にも十分に配慮すべきである（文末に矢印を用いて民法との関連性が示されている項目もあったが、法曹倫理等他の科目も含め、かかる配慮をより一層充実させるべきである。）

第2 各論的意見

- 1 第一次案の内容に対する「必要」「改善が必要」「不要」の仕分けは、下記の要領で別紙（エクセルファイル）にまとめたとおりである。
記
「必要」・・・冒頭に と記載している。
「改善が必要」・・・冒頭に と記載し、取消線で削除している。
「不要」・・・冒頭に×と記載し、取消線で削除している。
- 2 別紙の意見欄は、当チームがとりまとめた第一次案に対する修正意見であり、第一次案で「必要」とされたものはもちろん、「改善が必要」とされた項目につき、具体的な改訂案を記載している。

以上

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案		意見	
1	総論	1	総論
1-1	民事訴訟の意義・目的		民事訴訟とは何か、なぜ必要なのかを説明できる。民事訴訟の理念を条文に即して説明でき、理念相互の関係も理解している。
x	民事訴訟の目的をめぐる議論の概要を説明できる。		
x	いわゆる訴権論について、それぞれの見解の概要とその歴史的な意義を説明できる。		
x	裁判を受ける権利（憲法32条）と民事訴訟制度の関係について説明できる。（—憲法の裁判を受ける権利の項目参照）		
	民事訴訟とそれに関係する手続（民事執行、民事保全、倒産手続等）やその特別手続（人事訴訟、行政事件訴訟等）との関係や相違について、その概要を説明できる。		訴えの提起から判決の確定に至るまでの民事訴訟手続の流れ及びその手続において民事実体法上の権利の存否がどのように判断されるかに実現について、その概要を説明できる。民事訴訟手続における裁判所と当事者の役割分担の概要について説明できる。民事訴訟と民事保全・民事執行の関係について、その概要を説明できる。
x	民事訴訟における手続保障の意義について、具体的な制度との関係で説明できる。		
1-2	民事紛争解決のための手続		民事訴訟以外の民事紛争解決制度との関係で、民事訴訟の特徴を説明できる。
x	民事訴訟以外の民事紛争解決制度との関係で、民事訴訟の特徴を説明できる。		
x	調停制度について、その種類及び手続の概要について説明できる。		
x	仲裁制度について、その定義、意義及び手続の概要について説明できる。		
1-3	訴訟と非訟		
x	非訟事件の種類について、その主要なものを挙げることができる。		
x	非訟事件手続の概要及び訴訟手続との差異について説明できる。		
x	訴訟の非訟化について説明できる。非訟化の限界についての判例の見解とそれに対する学説の批判について説明できる。		
1-4	民事訴訟に関する法規		民事訴訟法以外に民事訴訟に関する法源となる主要な法規を挙げることができる。
x	民事訴訟に係る法源の種類を挙げることができる。		
x	民事訴訟法の歴史についてその概要を説明できる。現行民事訴訟法の制定の意義についてその概要を説明できる。		民事訴訟法の改正の経緯とその意義について理解している。
x	民事訴訟法規の種類（強行規定、任意規定、効力規定、訓示規定）及びその意義について具体例に即して説明できる。		
x	民事訴訟法規の種類を踏まえ、いわゆる責問権の放棄・喪失の制度について、具体例に即して説明できる。		
x	民事訴訟法の効力の限界（時的限界、地域的限界、人的・物的限界）の概要について説明できる。		

1

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案		意見	
2	訴訟の主体	2	訴訟の主体
2-1	裁判所	2-1	裁判所
2-1-1	裁判所の意義と構成	2-1-1	裁判所の意義と構成
	裁判所の種類を挙げることができ、民事訴訟に関するそれぞれの役割を説明できる。—国法上の裁判所（官署としての裁判所）と訴訟法上の裁判所（裁判機関としての裁判所）の概念の違いを正確に説明できる。		裁判所の種類を挙げることができ、民事訴訟に関するそれぞれの役割を説明できる。
	合議制と単独制の利害得失について理解し、各裁判所及び各手続においてどのような場合にいずれが適用になるかを説明できる。		合議制と単独制の意義及びその異同を理解している。
	受命裁判官及び受託裁判官の概念について正確に理解し、その主要な職務を説明できる。		受命裁判官と受託裁判官の意義及びその異同を理解している。
	裁判所書記官の役割の概要について説明できる。		裁判所書記官の役割の概要について理解している。
2-1-2	裁判権	2-1-2	裁判権
	民事裁判権の定義を正確に説明でき、その権能の主要な例を挙げることができる。		民事裁判権の意義を理解している。
x	裁判権と国際裁判管轄の関係について説明できる。（—国際裁判管轄の基準等の詳細は、国際関係法（私法）に委ねる。）		
x	裁判権が及ばない場合の効果について、証人義務や送達など個別の問題に即して説明できる。		
x	裁判所の審判権の限界について、司法権のあり方との関係で、説明できる。（—憲法の司法権の項目参照）		
	宗教団体の内部紛争における審判権の行使について、判例の考え方及びそれに対する批判も踏まえて、具体的な事例に即して説明できる。		宗教団体の内部紛争における審判権の行使について、判例の考え方及びそれに対する批判も踏まえて、具体的な事例に即して理解している。（憲法・司法権）
2-1-3	管轄		
(1)	管轄の概念	(1)	管轄の概念・種類
	管轄の概念について、事務分配との相違などを踏まえて、正確に説明できる。		管轄の概念及び種類について、具体的な事案において管轄裁判所を選択できる程度に理解している。
	管轄決定の基準時を理解し、その根拠について説明できる。		
(2)	管轄の種類		
	管轄の種類について、職分管轄・事물관轄・土地管轄、法定管轄・指定管轄・合意管轄・応訴管轄、専属管轄・任意管轄それぞれの区別及び各管轄の意義を正確に説明できる。		
	土地管轄に関する専属管轄の具体例を示すことができ、手続上の取扱いを説明できる。		

2

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>簡易裁判所と地方裁判所の事物管轄の分担について説明できる。 訴額の意義について説明できる。訴額の算定が不可能又は極めて困難である場合の取扱いを説明できる。 普通裁判籍について、自然人と法人に分けて説明できる。被告の普通裁判籍が一般的な管轄原因となる理由を説明できる。 特別裁判籍について、その主要なものを挙げて、その根拠を説明できる。 併合請求の裁判籍について、主観的併合の場合と客観的併合の場合に分けて、具体例を挙げて説明できる。 管轄合意の要件、方式及び内容（付加的合意・専属的合意の区別等）について説明できる。（—（3）移送—）</p> <p>(3) 移送 移送の種類を挙げる事ができ、それぞれの目的について説明できる。 17条移送についてその意義を理解し、その要件を具体例に即して説明できる。約款等による専属的管轄合意がある場合の同条の適用について説明できる。（—（2）管轄の種類—） 移送の方法及びその裁判の効果について、条文に即して説明できる。</p> <p>2-1-4 裁判官等の除斥・忌避 除斥と忌避の相違について理解し、回避について説明できる。 除斥原因について、条文に即してその内容及び根拠を説明できる。 忌避事由の意義について、判例の考え方とそれに対する学説の批判を踏まえて、説明できる。 除斥・忌避の申立てがあった場合の手續について説明できる。 忌避申立ての濫用及びいわゆる簡易却下の扱いをめぐる議論について説明できる。</p> <p>x</p> <p>2-2 当事者 2-2-1 当事者の概念と確定 (1) 当事者の概念 当事者の概念について、形式的当事者概念を説明できる。（—3—2—3—当事者適格—） 二当事者対立の原則の意義について説明できる。（ 訴訟手続の中断） 当事者権について理解し、それに含まれる主要な例を挙げられる。</p>	<p>(2) 移送 移送の種類とそれぞれの要件並びに手續の概要について理解している。</p> <p>2-1-4 裁判官の除斥・忌避 除斥、忌避及び回避の意義とこれらの異同を理解し、除斥原因と忌避事由について、条文及び判例に即して理解している。</p> <p>2-2 当事者 2-2-1 当事者の概念と確定 (1) 当事者の概念 当事者の概念について説明でき、当事者の権限について主要な例を挙げられる。 二当事者対立の原則の意義について説明できる。（ 訴訟手続の中断）</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>(2) 当事者の確定 当事者の確定の意義について説明できる。 当事者の確定の基準についての考え方の差異について説明できる。 氏名冒用訴訟及び死者名義訴訟に関する当事者の確定の基準について、判例及びそれに対する批判も踏まえて、説明できる。 法人格否認の場合の当事者の確定について説明できる。</p> <p>x</p> <p>訴状の表示の訂正と任意的当事者変更の異同について説明できる。</p> <p>2-2-2 当事者能力 (1) 当事者能力の意義 当事者能力の意義について説明できる。 当事者能力と当事者適格の相違、当事者能力と訴訟能力の相違を理解し、説明できる。 (2) 当事者能力の規律 当事者能力を有する者について、条文に即して説明できる。 法人格のない団体に関して当事者能力を認めている理由について説明できる。 法人格のない団体についての当事者能力の問題と団体代表者の任意的訴訟担当の要件の問題との関連性について、具体例に即して説明できる。</p> <p>x</p> <p>法人格のない団体について当事者能力を認める要件について、判例の考え方及びそれに対する批判も踏まえて、具体的な事例に即して説明できる。民法上の組合の当事者能力について説明できる。</p> <p>x</p> <p>法人格のない団体に当事者能力を認めることと実体上の権利関係の帰属との関係について、事例に即して説明できる。</p> <p>x</p> <p>法人格のない団体に対する判決の団体構成員に対する効力について説明できる。</p> <p>(3) 当事者能力欠缺の効果 当事者能力を有しない者に対してされた判決の効力を説明できる。 当事者が訴訟係属中に当事者能力を喪失した場合の取扱いについて、条文に即して説明できる。（ 訴訟手続の中断・受継）</p> <p>2-2-3 訴訟能力 (1) 訴訟能力の意義</p>	<p>(2) 当事者の確定 当事者の確定の意義について説明できる。 当事者の確定の基準についての考え方について説明できる。 氏名冒用訴訟及び死者名義訴訟に関する当事者の確定の基準について、判例及びそれに対する批判も踏まえて、説明できる。</p> <p>訴状における当事者の表示の変更が、訴状の表示の訂正にとどまるか、当事者の変更となるのかについて、具体例に即して説明できる（ 任意的当事者変更）</p> <p>2-2-2 当事者能力 (1) 当事者能力の意義 当事者能力の意義について説明できる。 当事者能力と当事者適格の相違、当事者能力と訴訟能力の相違を理解し、説明できる。 (2) 当事者能力の規律 当事者能力を有する者について、条文に即して説明できる。（ 民法総則・権利能力） 法人格のない団体に関して当事者能力を認めている理由について説明できる。（ 民法総則・法人）</p> <p>法人格のない団体について当事者能力を認める要件について、判例の考え方及びそれに対する批判も踏まえて、具体的な事例に即して説明できる。民法上の組合の当事者能力について説明できる。（ 民法総則 法人、契約各論 組合）</p> <p>(3) 当事者能力欠缺の効果 当事者能力を有しない者に対してされた判決の効力について理解している 当事者が訴訟係属中に当事者能力を喪失した場合の取扱いについて、条文に即して説明できる。（ 訴訟手続の中断・受継）</p> <p>2-2-3 訴訟能力 (1) 訴訟能力の意義</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>訴訟能力の意義について説明できる。</p> <p>訴訟能力の規律に服する行為の範囲を挙げ、その根拠を説明できる。</p> <p>× 弁論能力の意義について、訴訟能力との相違を含めて説明できる。</p> <p>× (2) 訴訟能力の規律</p> <p>訴訟能力の規律について、未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人のそれぞれに関して、条文に即して説明できる。</p> <p>× 人事訴訟における訴訟能力について、条文に即して説明できる。</p> <p>× 訴訟能力と行為能力の規律の違いとその理由を理解し、説明できる。</p> <p>(3) 訴訟能力欠缺の効果</p> <p>訴訟能力欠缺の場合の取扱いについて、その行為の追認、上訴の場合の取扱い、判決の効果等を含めて、説明できる。（補正命令、訴訟行為の追認、訴訟手続の中断・受継）</p> <p>2-2-4 訴訟上の代理</p> <p>(1) 総論</p> <p>訴訟上の代理の意義及び種類について説明できる。</p> <p>訴訟上の代理の概念について、訴訟担当等との相違に留意して、説明できる。</p> <p>訴訟上の代理権が欠けていた場合の効果について理解し、説明できる。</p> <p>× 補佐人の制度の意義及びその概要について理解し、説明できる。</p> <p>(2) 法定代理・法人等の代表</p> <p>実体法上の法定代理人が訴訟上の法定代理人として扱われる場合の主な例を挙げることができる。（民法総則）</p> <p>訴訟法上の特別代理の意義について説明できる。</p> <p>× 法定代理権が消滅した場合に通知がなければその効果を生じない旨の規律の趣旨を理解し、その適用場面を説明できる。（—訴訟手続の中断・受継—）</p> <p>法人等の代表者の訴訟上の地位について説明できる。</p> <p>(3) 訴訟代理</p> <p>訴訟代理の意義と種類について説明できる。</p> <p>弁護士代理の原則について説明でき、その例外を挙げることができる。</p>	<p>訴訟能力の意義について説明できる。</p> <p>(2) 訴訟能力の規律</p> <p>訴訟能力の規律について、未成年者・成年被後見人・被保佐人・被補助人のそれぞれに関して、条文に即して説明できる。（民法総則・行為能力）</p> <p>(3) 訴訟能力欠缺の効果</p> <p>訴訟能力欠缺の場合の取扱いについて、その行為の追認、上訴の場合の取扱い、判決の効果等を含めて、説明できる。（補正命令、訴訟行為の追認、訴訟手続の中断・受継）</p> <p>2-2-4 訴訟上の代理</p> <p>(1) 総論</p> <p>訴訟上の代理の意義及び種類について説明できる。</p> <p>訴訟上の代理の概念について、訴訟担当等との相違に留意して、説明できる。</p> <p>訴訟上の代理権が欠けていた場合の効果について理解し、説明できる。</p> <p>(2) 法定代理・法人等の代表</p> <p>実体法上の法定代理人が訴訟上の法定代理人として扱われる場合の主な例を挙げることができる。（民法総則、親族）</p> <p>訴訟法上の特別代理の意義について説明できる。</p> <p>法人等の代表者の訴訟上の地位について説明できる。</p> <p>(3) 訴訟代理</p> <p>訴訟代理の意義と種類について説明できる。</p> <p>弁護士代理の原則について説明でき、その例外を挙げることができる。</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>弁護士法25条に反する代理人の訴訟行為の効力について、判例の準則及びそれに対する批判を踏まえて、事案に即して説明できる。</p> <p>訴訟代理権の証明の方法について説明できる。</p> <p>訴訟代理権の範囲に関する規律の内容を理解し、その趣旨を説明できる。特に和解に関する訴訟代理権の範囲に関して、判例を踏まえて事例に即して説明できる。（訴訟上の和解）</p> <p>訴訟代理権の消滅事由について、民法上の任意代理権の消滅事由との差異を踏まえて、説明できる。（訴訟手続の中断・受継）</p> <p>3 訴え</p> <p>3-1 訴えの概念・類型</p> <p>訴えの概念について、訴訟上の請求ないし訴訟物の概念との関係を踏まえて、説明できる。（3-4-1訴訟物）</p> <p>訴えの類型（給付の訴え、確認の訴え、形成の訴え）のそれぞれの特徴及び代表的な例について説明できる。</p> <p>形式的形成訴訟について、その意義を説明し、主要な例を挙げることができる。筆界確定訴訟の特殊性について、判例及びそれに対する批判を踏まえて、説明できる。</p> <p>提訴予告通知制度の意義及びその手続の概要について説明できる。</p> <p>3-2 訴訟要件</p> <p>3-2-1 訴訟要件の意義・審理</p> <p>(1) 訴訟要件の意義</p> <p>訴訟要件の意義について、本案要件（請求の当否の判断に必要な要件）との関係で、説明できる。</p> <p>訴訟要件の種類について、その主要なものを挙げることができる。</p> <p>(2) 訴訟要件の審理</p> <p>訴訟要件の審理について、職権調査事項と抗弁事項の区別が説明できるとともに、職権調査事項の審理方法について、判断資料の収集方法の差異も踏まえて、説明できる。</p> <p>× 訴訟要件の判断の基準時について、事実審の口頭弁論終結後に訴訟要件の存否につき変動が生じた場合を含めて、考え方を説明できる。</p>	<p>弁護士法25条に反する代理人の訴訟行為の効力について、判例の準則及びそれに対する批判を踏まえて、事案に即して説明できる。</p> <p>（法曹倫理）</p> <p>訴訟代理権の証明の方法について説明できる。</p> <p>訴訟代理権の範囲に関する規律の内容を理解し、その趣旨を説明できる。特に和解に関する訴訟代理権の範囲に関して、判例を踏まえて事例に即して説明できる。（訴訟上の和解）</p> <p>訴訟代理権の消滅事由について、民法上の任意代理権の消滅事由との差異を踏まえて、説明できる。（訴訟手続の中断・受継）（民法総則・代理）</p> <p>3 訴え</p> <p>3-1 訴えの概念・類型</p> <p>訴えの概念について、訴訟上の請求ないし訴訟物の概念との関係を踏まえて、説明できる。（3-4-1訴訟物）</p> <p>訴えの類型（給付の訴え、確認の訴え、形成の訴え）のそれぞれの特徴及び代表的な例について説明できる。</p> <p>形式的形成訴訟について、その意義を説明し、主要な例を挙げることができる。筆界確定訴訟の特殊性について、判例及びそれに対する批判を踏まえて、説明できる。</p> <p>提訴予告通知制度の意義及びその手続の概要について理解している。</p> <p>3-2 訴訟要件</p> <p>3-2-1 訴訟要件の意義・審理</p> <p>(1) 訴訟要件の意義</p> <p>訴訟要件の意義について、本案要件（請求の当否の判断に必要な要件）との関係で、説明できる。</p> <p>訴訟要件の種類について、その主要なものを挙げることができる。</p> <p>(2) 訴訟要件の審理</p> <p>訴訟要件の審理について、職権調査事項と抗弁事項の区別が説明できるとともに、職権調査事項の審理方法について、判断資料の収集方法の差異も踏まえて、説明できる。</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>訴訟要件と本案の審理・判断の順序について、考え方の対立の内容とその背景について理解し、説明できる。</p> <p>3-2-2 訴えの利益</p> <p>(1) 総論 訴えの利益の意義及びそのような概念が必要とされる理由について説明できる。 訴えの利益と法律上の争訟や二重起訴の禁止など隣接する問題との関係について理解し、説明できる。（「2-1-2 裁判権」） 訴権の濫用の意義について理解し、判例に即してその機能を説明できる。</p> <p>(2) 給付の訴えの利益 現在の給付の訴えの利益について説明できる。 将来の給付の訴えの利益について説明できる。将来の損害賠償請求の適法性について、判例の準則及びそれに対する批判を踏まえて、説明できる。</p> <p>(3) 確認の利益 確認の利益について、事実の確認、過去の権利関係の確認など確認の対象に関する判例及び学説を踏まえて、具体的事案に即して説明できる。 確認の利益について、当事者間の具体的な事情を考慮した確認判決の必要性・適切性に関して求められる要件を具体的事案に即して説明できる。</p> <p>(4) 形成の訴えの利益 形成の訴えの利益について、訴訟係属中に形成の実益が失われた場合に関して、判例を踏まえながら事例に即して説明できる。</p> <p>3-2-3 当事者適格</p> <p>(1) 総論 当事者適格の意義及びそのような概念が必要とされる理由について、当事者概念や当事者の確定との関係も踏まえて説明できる。 （2-2-1(1) 当事者の概念、(2) 当事者の確定）</p>	<p>訴訟要件と本案の審理・判断の順序についての基本的な考え方について説明でき、訴訟要件の調査未了のうちに本案の請求に理由がないことが先に明らかになった場合、訴訟要件につき審理未了のまま請求棄却判決ができるかについて、考え方の対立があることを踏まえて、説明できる。 訴訟要件の不存在が明らかになった場合の裁判所の措置について説明できる。</p> <p>3-2-2 訴えの利益</p> <p>(1) 総論 訴えの利益の意義及びそのような概念が必要とされる理由について説明できる。</p> <p>(2) 給付の訴えの利益 現在の給付の訴えの利益について説明できる。 将来の給付の訴えの利益について説明できる。将来の損害賠償請求の適法性について、判例の準則及びそれに対する批判を踏まえて、説明できる。</p> <p>(3) 確認の利益 確認の利益について、事実の確認、過去の権利関係の確認など確認の対象に関する判例及び学説を踏まえて、具体的事案に即して説明できる。 確認の利益について、当事者間の具体的な事情を考慮した確認判決の必要性・適切性に関して求められる要件を具体的事案に即して説明できる。</p> <p>(4) 形成の訴えの利益 形成の訴えの利益について、訴訟係属中に形成の実益が失われた場合に関して、判例を踏まえながら事例に即して説明できる。</p> <p>3-2-3 当事者適格</p> <p>(1) 総論 当事者適格の意義及びそのような概念が必要とされる理由について、当事者概念や当事者の確定との関係も踏まえて説明できる。 （2-2-1(1) 当事者の概念、(2) 当事者の確定）</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>当事者適格の判断基準に関する基本的な考え方を理解し、説明できる。各訴訟類型に応じた当事者適格の判断基準について説明できる。</p> <p>法人の内部紛争における被告適格の考え方について、判例の準則及びそれに対する批判をも踏まえ、具体的な事例に即して説明できる。</p> <p>(2) 訴訟担当 訴訟担当の意義について、訴訟代理との相違を踏まえて説明できる。 訴訟担当の種類及びそれぞれに該当する主要なものを挙げることができる。 債権者代位権が行使された場合の債務者の地位について、その手続参加の方法など具体的事例に即して説明できる。（民法債権総論） 職務上の当事者の概念について、法定代理との相違を踏まえて説明できる。 選定当事者の意義及び制度の概要について説明できる。 法律の規定によって認められる場合以外の任意的訴訟担当が許される要件について、判例の準則及びそれに対する批判を踏まえ、具体的な事例に即して説明できる。</p> <p>3-3 訴えの提起の方式とその効果</p> <p>3-3-1 訴え提起の方式 訴状の記載事項を挙げ、必要的記載事項とその他の記載事項の区別を説明できる。 請求の趣旨及び請求の原因の概念を理解し、訴えの類型に応じて説明できる。 提訴手数料の制度の概要について説明できる。（訴訟費用） 訴状提出後の裁判所の手続（訴状の審査・送達、補正命令、訴状却下命令、第1回口頭弁論期日の指定、訴訟進行に関する意見聴取等）について説明できる。</p> <p>3-3-2 訴え提起の効果 訴え提起の効果の主要なものを挙げることができる。訴訟係属の概念について説明できる。 重複する訴えの禁止の趣旨及び制度の概要について説明できる。 相殺の抗弁と重複する訴えの禁止の関係について、判例及びそれに対する批判も踏まえて、具体的な事案に即して説明できる。</p>	<p>当事者適格の判断基準に関する基本的な考え方を理解し、説明できる。各訴訟類型に応じた当事者適格の判断基準について説明できる。</p> <p>(2) 訴訟担当 訴訟担当の意義について、訴訟代理との相違を踏まえて説明できる。 訴訟担当の種類及びそれぞれに該当する主要なものを挙げることができる。 債権者代位権が行使された場合の債務者の地位について、その手続参加の方法など具体的事例に即して説明できる。（民法債権総論） 選定当事者の意義及び制度の概要について説明できる。 法律の規定によって認められる場合以外の任意的訴訟担当が許される要件について、判例の準則及びそれに対する批判を踏まえ、具体的な事例に即して説明できる。</p> <p>3-3 訴えの提起の方式とその効果</p> <p>3-3-1 訴え提起の方式 訴状の記載事項を挙げ、必要的記載事項とその他の記載事項の区別を説明できる。 請求の趣旨及び請求の原因の概念を理解し、訴えの類型に応じて説明できる。 提訴手数料の制度の概要について理解している。（訴訟費用） 訴状提出後の裁判所の手続（訴状の審査・送達、補正命令、訴状却下命令、第1回口頭弁論期日の指定、訴訟進行に関する意見聴取等）について条文に即して説明できる。</p> <p>3-3-2 訴え提起の効果 訴え提起の効果の主要なものを挙げることができる。訴訟係属の概念について説明できる。 重複する訴えの禁止の趣旨及び制度の概要について説明できる。 相殺の抗弁と重複する訴えの禁止の関係について、判例及びそれに対する批判も踏まえて、具体的な事案に即して説明できる。</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案		意見
x	訴えの提起や防御方法の提出等による時効中断の効果について説明できる。（民法総則）	
3-4	訴訟物	3-4 訴訟物
3-4-1	訴訟物論 訴訟物の意義及び機能について説明できる。（3-1訴えの概念・類型） 給付訴訟、確認訴訟及び形成訴訟における訴訟物を理解し、その特定について説明できる。損害賠償請求訴訟における訴訟物を説明できる。 旧訴訟物論及び新訴訟物論のそれぞれの考え方内容及び相違並びにその結果として生じる取扱いの相違について、具体的な事例に即して説明できる。	3-4-1 訴訟物論 訴訟物の意義及び機能について説明できる。（3-1訴えの概念・類型） 旧訴訟物論及び新訴訟物論のそれぞれの考え方内容及び相違並びにその結果として生じる取扱いの相違について、具体的な事例に即して説明できる。
3-4-2	訴訟物についての処分権主義 処分権主義の意義及び内容について、その適用範囲も含めて説明できる。 申立事項と判決事項の関係に関する規律について、その意義及び内容を説明できる。 引換給付判決と処分権主義の関係について説明できる。 一部認容判決が許される範囲について、債務不存在確認判決など具体的な事例に即して説明できる。	3-4-2 訴訟物についての処分権主義 処分権主義の意義及び内容について、その適用範囲も含めて説明できる。（当事者の意思による訴訟の終了）（民法総論） 申立事項と判決事項の関係に関する規律について、その意義及び内容を説明できる。 引換給付判決と処分権主義の関係について説明できる。 一部認容判決が許される範囲について、債務不存在確認判決など具体的な事例に即して説明できる。
3-4-3	一部請求	
x	一部請求の適法性について説明できる。	
4	訴訟の審理	4 訴訟の審理
4-1	手続の進行	4-1 手続の進行
4-1-1	職権進行主義等 職権進行主義について説明できる。 手続の進行面での当事者の意向の尊重について、例を挙げて説明できる。 進行協議期日について説明できる。	4-1-1 職権進行主義等 職権進行主義の意義と趣旨を説明でき、職権進行主義に基づく民事訴訟手続における具体的な制度について、条文に即して説明できる。 手続の進行面での当事者の意向の尊重について、 条文に即して 説明できる。
x		
4-1-2	期日・期間 期日の指定・変更についての規律を説明できる。	4-1-2 期日・期間 期日の指定・変更についての規律を 理解している 。

9

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案		意見
	期間の種類について、例を挙げて説明できる。 訴訟行為の追完について説明できる。	期間の種類や期間の計算について、 理解している 。 訴訟行為の追完について 理解している 。
4-1-3	送達 送達制度の意義について説明できる。 各種の送達方法の概略について説明できる。 補充送達、書留郵便に付する送達、公示送達において、名宛人に書類が到達しなかった場合等の問題点について説明できる。	4-1-3 送達 送達制度の意義及び各種の送達方法の概略について 理解している 。
x		
4-1-4	手続の停止 手続の停止の種類について説明できる。 手続の停止の効果について説明できる。 手続の中断が生じる場合と手続を受継すべき者について説明できる。 受継の手続について説明できる。 口頭弁論終結後の受継についての裁判と不服申立てについて説明できる。 訴訟代理人がいる場合の規律について説明できる。	4-1-4 手続の停止 手続の停止の制度趣旨を 理解している 。 手続の中断の意義、中断事由、中断しない場合、中断の解消（受継・続行命令）及び中断の効果について 理解している 。 手続の中止について、その概要を理解している 。
x		
4-2	口頭弁論とその準備等	4-2 口頭弁論とその準備等
4-2-1	口頭弁論とその準備 必要的口頭弁論の原則とその例外について説明できる。 公開主義、口頭主義、直接主義、双方審尋主義等の口頭弁論に関する諸原則について説明できる。 準備書面の意義について説明できる。 口頭弁論調書の意義について説明できる。 各種の争点・証拠整理手続について説明できる。 当事者照会制度について説明できる。 専門委員制度の概略について説明できる。	4-2-1 口頭弁論とその準備 必要的口頭弁論の原則とその例外について説明できる。 公開主義、口頭主義、直接主義、双方審尋主義等の口頭弁論に関する諸原則について説明できる。 準備書面（含む答弁書）の意義について説明できる。 口頭弁論調書の意義及び 証明力について条文に即して 説明できる。 各種の争点・証拠整理手続（ 準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続 ）について、 条文に即して 説明できる。 当事者照会制度について、 条文に即して 説明できる。 専門委員制度の概略について説明できる。
4-2-2	訴訟行為 訴訟行為の意義について説明できる。 訴訟行為の種類について、その主要な例を挙げて説明できる。 形成権の訴訟上の行使に関して、訴訟上の効力が否定された場合における実体法上の効果に与える影響について説明できる。	4-2-2 訴訟行為 訴訟行為の意義について説明できる。（民法総則） 訴訟行為の種類について、その主要な例を挙げて説明できる。 形成権の訴訟上の行使に関して、訴訟上の効力が否定された場合における実体法上の効果に与える影響について説明できる。（民法等）

10

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>× 相殺の再抗弁の問題点について説明できる。 当事者の訴訟行為と表見法理や信義則の適用について、具体例を挙げて説明できる。</p> <p>× 効力が認められる訴訟上の合意（訴訟契約）の種類が限定されていることの根拠を説明できる。 訴訟上の合意において意思表示に瑕疵があった場合の取扱いについて、具体例に即して説明できる。</p>	<p>当事者の訴訟行為と表見法理や信義則の適用について、具体例を挙げて説明できる。（民法総則）</p> <p>訴訟上の合意において意思表示に瑕疵があった場合の取扱いについて、具体例に即して説明できる。</p>
<p>4-2-3 攻撃防御方法の提出時期等 適時提出主義について説明できる。 時機に後れた攻撃防御方法の却下について説明できる。 争点・証拠整理手続終了後の攻撃防御方法の提出に関する規律について説明できる。 計画審理について説明できる。</p>	<p>4-2-3 攻撃防御方法の提出時期等 適時提出主義について説明できる。 時機に後れた攻撃防御方法の却下について説明できる。 争点・証拠整理手続終了後の攻撃防御方法の提出に関する規律について説明できる。 計画審理について、その概要を理解している。</p>
<p>4-2-4 弁論の併合等 弁論の制限、分離、併合、終結、再開の意義について説明できる。 当事者を異にする事件の弁論が併合された場合における従前の訴訟資料の扱いについて説明できる。</p> <p>× 弁論の再開が例外的に義務づけられる場合について説明できる。</p>	<p>4-2-4 弁論の併合等 弁論の制限、分離、併合、終結、再開の意義について説明できる。 当事者を異にする事件の弁論が併合された場合における従前の訴訟資料の扱いについて説明できる。</p>
<p>4-2-5 当事者の欠席 一方当事者欠席の場合の規律について説明できる。 当事者双方欠席の場合の規律について説明できる。</p>	<p>4-2-5 当事者の欠席 一方当事者欠席の場合の規律について説明できる。 当事者双方欠席の場合の規律について説明できる。</p>
<p>4-2-6 訴訟記録の閲覧 訴訟記録の閲覧・謄写に関する原則について説明できる。 訴訟記録の閲覧等の制限決定制度の意義、その要件及び手続の概要について、具体例に即して説明できる。</p>	<p>4-2-6 訴訟記録の閲覧 訴訟記録の閲覧 謄写に関する原則及び手続の概要について理解して</p>
<p>4-3 主張・証拠 4-3-1 総論 弁論主義の内容について説明できる。 弁論主義の根拠についての議論を説明できる。 職権探知主義の内容と採用される範囲について説明できる。 釈明と弁論主義の関係について説明できる。</p>	<p>4-3 主張・証拠 4-3-1 総論 弁論主義の内容について説明できる。 弁論主義の根拠についての議論を説明できる。（民法総論） 職権探知主義の内容と採用される範囲について説明できる。 釈明権の意義及び趣旨（弁論主義との関係等）を説明でき、その行使方法について、条文に即して説明できる。</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>釈明義務（法律問題指摘義務を含む）について、具体例に即して説明できる。 釈明権行使の方法について説明できる。 事実主張に対する相手方の応答のあり方とその訴訟法上の意義について説明できる。 真実義務・完全義務について説明できる。</p>	<p>釈明義務（法律問題指摘義務を含む）について、判例を踏まえて、具体例に即して説明できる。</p> <p>事実主張に対する相手方の応答のあり方とその訴訟法上の意義について説明できる。 真実義務について理解している。</p>
<p>4-3-2 主張責任 主張責任の意義について説明できる。 主張責任の分配について、具体例に即して説明できる。 請求原因・抗弁の概念について、具体例に即して説明できる。抗弁と否認の相違について説明できる。 対立当事者間の主張共通の原則について説明できる。 主要事実と間接事実の区別の法理に関する判例・学説を説明できる。 一般条項における主張責任について説明できる。 過失相殺における主張責任について説明できる。</p>	<p>4-3-2 主張責任 主張責任の意義について説明できる。 主張責任の分配について、具体例に即して説明できる。 請求原因・抗弁の概念について、具体例に即して説明できる。抗弁と否認の相違について説明できる。 対立当事者間の主張共通の原則について、判例を踏まえて説明できる。 主要事実と間接事実の区別について、判例・学説を踏まえて説明できる。 一般条項における主張責任について説明できる。 過失相殺における主張責任について説明できる。</p>
<p>4-3-3 裁判上の自白 裁判上の自白の要件について説明できる。 裁判上の自白の効果について説明できる。 裁判上の自白の撤回要件について説明できる。 間接事実・補助事実の自白の問題点について説明できる。 権利自白の問題点について説明できる。</p>	<p>4-3-3 裁判上の自白 裁判上の自白の要件について説明できる。 裁判上の自白の効果について説明できる。 裁判上の自白の撤回要件について、判例を踏まえて説明できる。 間接事実・補助事実の自白にどのような効果が認められるかについて、判例を踏まえて説明できる。 権利自白の意義並びに権利自白に自白の効力が認められるか、認められるとするとどの範囲で認められるのかについて、具体例に即して説明できる。</p>
<p>4-3-4 証拠法総論 証明の対象となる事柄（事実、経験則、法規）について説明できる。 顕著な事実について説明できる。 証拠方法、証拠資料、証拠原因の概念について説明できる。 証拠能力と証明力の概念について説明できる。 違法収集証拠の証拠能力について説明できる。 証明と疎明の概念について説明できる。 厳格な証明と自由な証明の概念について説明できる。</p>	<p>4-3-4 証拠法総論 証明の対象となる事柄（事実、経験則、法規）について説明できる。 顕著な事実について説明できる。 証拠方法、証拠資料、証拠原因の概念について説明できる。 証拠能力と証明力の概念について説明できる。 違法収集証拠の証拠能力について説明できる。 証明と疎明の概念について説明できる。 厳格な証明と自由な証明の概念について理解している。</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>対立当事者間の証拠共通の原則について説明できる。 証拠申出とその採否について説明できる。 証拠申出の撤回について説明できる。 集中証拠調べについて説明できる。</p>	<p>対立当事者間の証拠共通の原則について説明できる。 証拠申出とその採否について説明できる。また、証拠申出の撤回について説明できる。 集中証拠調べについて説明できる。</p>
<p>4-3-5 証人尋問・当事者尋問 証人尋問・当事者尋問の意義と手続の概略について説明できる。 証人義務と不出頭・虚偽の証言等に対する制裁について説明できる。 取材源秘匿の問題を含む証言拒絶権について説明できる。 当事者尋問と証人尋問の異同について説明できる。</p>	<p>4-3-5 証人尋問・当事者尋問 証人尋問・当事者尋問の意義と手続の概略について説明できる。 証人義務と不出頭・虚偽の証言等に対する制裁について、条文に即して説明できる。 証言拒絶権について条文に即して説明でき、報道機関の取材源秘匿の問題について判例を踏まえて説明できる。 当事者尋問と証人尋問の異同について説明できる。</p>
<p>4-3-6 鑑定 鑑定の意義と手続の概略について説明できる。 鑑定義務と証人義務の違い等、鑑定と証人尋問の異同について説明できる。</p>	<p>4-3-6 鑑定 鑑定の意義と手続の概略について（証人尋問との異同を含む）、条文に即して説明できる。</p>
<p>4-3-7 書証 書証の意義と申出方法の種類について説明できる。 文書の真正の意義とその推定について説明できる。 文書提出命令の手続の概略について説明できる。 文書提出義務の範囲について、条文に即して、判例を踏まえつつ、具体例を挙げて説明できる。</p>	<p>4-3-7 書証 書証の意義と申出方法について、条文に即して説明できる。 文書の真正の意義とその推定について、条文及び判例に即して説明できる。 文書提出命令の手続の概略について、条文に即して説明できる。 文書提出義務の範囲について、条文に即して、判例を踏まえつつ、具体例を挙げて説明できる。 文書送付嘱託の手続の概略について、条文に即して説明できる。陳述書の意義、機能及び問題点について理解している。</p>
<p>4-3-8 検証 検証の意義と手続の概略について説明できる。</p>	<p>4-3-8 検証 検証の意義と手続の概略について、条文に即して説明できる。</p>
<p>4-3-9 調査嘱託 調査嘱託の意義と手続の概略について説明できる。</p>	<p>4-3-9 調査嘱託 調査嘱託の意義と手続の概略について、条文に即して説明できる。</p>
<p>4-3-10 証拠保全 証拠保全の意義と手続の概略について説明できる。</p>	<p>4-3-10 証拠保全 証拠保全の意義と手続の概略について、条文に即して説明できる。</p>

13

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>4-3-11 自由心証主義 自由心証主義について説明できる。 経験則違背に関する上告審のコントロールについて説明できる。</p>	<p>4-3-11 自由心証主義 自由心証主義について説明できる。 経験則違背に関する上告審のコントロールについて理解している。</p>
<p>4-3-12 証明度・証明責任等 証明度について説明できる。 証明責任の意義について説明できる。 証明責任の分配について、具体例に即して説明できる。 本証と反証の概念について説明できる。 間接反証に関する議論について説明できる。 証明責任の転換について、具体例に即して説明できる。 法律上の推定について、事実上の推定との違いを含めて、具体例に即して説明できる。 相当な損害額の認定について、具体例に即して説明できる。 一応の推定に関する議論について説明できる。 証明度の軽減に関する議論について説明できる。 証明妨害の法理について説明できる。 主張・証明責任を負わない当事者の事案解明義務に関する議論について説明できる。</p>	<p>4-3-12 証明度・証明責任等 証明度について、判例を踏まえて説明できる。 証明責任の意義について説明できる。 証明責任の分配について、具体例に即して説明できる。 本証と反証の概念について説明できる。 間接反証に関する議論について理解している。 証明責任の転換について、具体例に即して説明できる。 法律上の推定について、事実上の推定との違いを含めて、具体例に即して説明できる。 相当な損害額の認定について、条文に即して説明できる。 証明妨害の法理について、具体例を挙げて説明できる。</p>
<p>5 訴訟の終了 5-1 裁判 5-1-1 裁判の総論 裁判の意義を説明することができ、その種類および裁判機関との関係について説明できる。 裁判の自己拘束力の概念を理解し、裁判の種類による相違について説明できる。更正決定および変更判決について説明できる。 裁判の拘束力について説明できる。 決定について理解し、成立手続および不服申立の概要を説明できる。 命令について説明できる。</p>	<p>5 訴訟の終了 5-1 裁判 5-1-1 裁判の総論 裁判の意義、判決と決定、命令との異同について説明できる。 判決の自己拘束力とその修正としての更正決定、変更判決について、決定、命令の場合との違いを含めて、条文に即して理解している。</p>
<p>5-1-2 判決の総論 判決の種類をさまざまな観点から分類することができ、民事訴訟におけるそれぞれの役割を説明できる。</p>	<p>5-1-2 判決の総論 判決の種類をさまざまな観点から分類することができ、さまざまな種類の判決（中間判決と終局判決、一部判決と全部判決、本案判決と訴訟判決等）の意義と民事訴訟におけるそれぞれの役割について説明できる。</p>

14

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>x 一部判決について理解し、一部判決が許されない場合について、具体例を挙げて説明できる。 裁判の脱漏について理解し、裁判の脱漏があった場合の処理方法について説明できる。 x 訴訟判決と本案判決の関係について理解し、それぞれについて、どのような種類があるかを説明できる。 x 中間判決と終局判決の関係について理解し、中間判決の種類・内容・効力について説明できる。 x 判決の成立の手續について、その概要を説明できる。 判決の確定の概念を理解し、確定時期および確定範囲について説明できる。 判決の無効の概念について説明できる。 定期金賠償判決について説明できる。 確定判決の変更を求める訴えについて説明できる。</p>	<p>裁判の脱漏について理解し、裁判の脱漏があった場合の処理方法について条文に即して理解している。</p> <p>判決の確定の概念を理解し、確定時期および確定範囲について説明できる。 判決の無効の概念について説明できる。 定期金賠償判決について説明できる。 確定判決の変更を求める訴えについて、条文に即して説明できる。</p>
<p>5-1-3 既判力等 既判力の目的と根拠について説明できる。 既判力の積極的作用と消極的作用について理解し、訴訟物相互が先決関係にある場合や矛盾関係にある場合を含めて、訴訟物との関係について説明できる。 既判力の客観的範囲について理解し、既判力が判決主文に包含するものに限定することの意義について説明できる。 既判力の客観的範囲と判決理由中で相殺の抗弁が判断された場合の関係について説明できる。 判決理由中の判断の拘束力に関する判例や理論について、具体例を挙げて説明できる。 一部請求についての判決確定後の残部請求の可否に関する判例や理論について、具体例を挙げて説明できる。 既判力の時的範囲について理解し、民事訴訟において既判力の時的範囲の概念が必要な理由について説明できる。 基準時後における形成権の行使に関する判例や理論について、具体例を挙げて説明できる。 損害賠償を命ずる確定判決の基準時後に発現した後遺症と既判力の関係について説明できる。</p>	<p>5-1-3 既判力等 既判力の目的と根拠について説明できる。 既判力の積極的作用と消極的作用について理解し、訴訟物相互が先決関係にある場合や矛盾関係にある場合を含めて、訴訟物との関係について説明できる。 既判力の客観的範囲について理解し、既判力が判決主文に包含するものに限定することの意義について説明できる。 既判力の客観的範囲と判決理由中で相殺の抗弁が判断された場合の関係について説明できる。 判決理由中の判断の拘束力について、判例を踏まえて、具体例を挙げて説明できる。 一部請求の判決確定後の残部請求の可否について、判例を踏まえて、具体例を挙げて説明できる。 既判力の時的範囲について理解し、民事訴訟において既判力の時的範囲の概念が必要な理由について説明できる。 基準時後における形成権の行使について、判例を踏まえて、具体例を挙げて説明できる。（民法等） 損害賠償を命ずる確定判決の基準時後に発現した後遺症と既判力の関係について、判例を踏まえて、説明できる。（民法・不法行為）</p>

15

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>x 確定判決の変更を求める訴えについて説明できる。損害賠償を内容とする将来の給付を命ずる確定判決の基準時後の損害額の増減について、確定判決の変更を求める訴えが認められる場合とそうでない場合のそれぞれを、具体例を挙げて説明できる。 既判力の主観的範囲について理解し、相対効が原則であることの意義について説明できる。 既判力の主観的範囲が特定第三者に拡張される場合について、それぞれの場合における根拠や趣旨を説明できる。 既判力の主観的範囲が一般第三者に拡張される場合（対世効）について、それぞれの場合における根拠や趣旨を説明できる。 反射効の理論について説明できる。</p>	<p>既判力の主観的範囲について理解し、相対効が原則であることの意義について説明できる。 既判力の主観的範囲が特定第三者に拡張される場合について、それぞれの場合における根拠や趣旨を説明できる。 既判力の主観的範囲が一般第三者に拡張される場合（対世効）について、それぞれの場合における根拠や趣旨を説明できる。 反射効の理論について説明できる。</p>
<p>5-1-4 その他の判決効 x 広義の執行と狭義の執行の概念について説明できる。 執行力について説明できる。 仮執行宣言および執行の停止について説明できる。 形成力について説明できる。</p>	<p>5-1-4 その他の判決効 執行力について説明できる。 仮執行宣言および執行の停止について説明できる。 形成力について説明できる。</p>
<p>5-2 当事者の意思による訴訟の終了 5-2-1 当事者の意思による訴訟の終了の総論 当事者の意思による訴訟の終了について理解し、処分権主義との関係について説明できる。 当事者の意思による訴訟の終了の種類ごとに、その法的性質について説明できる。 x 人事訴訟における当事者の意思による訴訟の終了について説明できる。</p>	<p>5-2 当事者の意思による訴訟の終了 5-2-1 当事者の意思による訴訟の終了の総論 当事者の意思による訴訟の終了が認められる根拠について、処分権主義との関係を踏まえて、説明できる。（処分権主義）</p>
<p>5-2-2 訴えの取下げ 訴えの取下げの要件について説明できる。 訴えの取下げの手續について説明できる。 訴えの取下げによる訴訟係属の遡及的消滅について理解し、訴訟行為に基づく実体法上の効果が訴えの取下げによって消滅するかどうかについて、具体例を挙げて説明できる。 訴えの取下げによる再訴禁止の効果について理解し、再訴が禁止される範囲について説明できる。 訴えの取下げの合意について説明できる。 訴えの取下げと上訴の取下げの異同について説明できる。</p>	<p>5-2-2 訴えの取下げ 訴えの取下げの意義、要件について、条文に即して説明できる。 訴えの取下げの手續について、条文に即して説明できる。 訴えの取下げによる訴訟係属の遡及的消滅について条文に即して説明でき、訴訟行為に基づく実体法上の効果が訴えの取下げによって消滅するかどうかについて、具体例を挙げて説明できる。 訴えの取下げによる再訴禁止の効果について条文に即して説明でき、再訴が禁止される範囲について、判例を踏まえ、具体例に即して説明できる。 訴えの取下げの合意について説明できる（訴訟上の合意）。 訴えの取下げと上訴の取下げの異同について説明できる。</p>

16

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>訴えの取下げが擬制される場合について説明できる。</p>	<p>訴えの取下げが擬制される場合について、条文に即して説明できる（当事者双方の欠席）。</p>
<p>5-2-3 請求の放棄および認諾 請求の放棄および認諾の要件について説明できる。 請求の放棄および認諾の手續について説明できる。 請求の放棄および認諾の効果について理解し、確定判決と同一の効力の意義について説明できる。</p>	<p>5-2-3 請求の放棄および認諾 請求の放棄および認諾の意義，要件について説明できる。 請求の放棄および認諾の手續について、条文に即して説明できる。 請求の放棄および認諾の効果（確定判決と同一の効力の意義）について、具体例に即して説明できる。</p>
<p>5-2-4 訴訟上の和解 訴訟上の和解の要件について説明できる。 訴訟上の和解の手續について説明できる。 訴訟上の和解の効果について理解し、確定判決と同一の効力の意義について説明できる。 訴訟上の和解の効力を争う方法について説明できる。 訴訟上の和解の解除について説明できる。 和解条項の書面による受諾および裁判所等による和解条項の裁定について説明できる。</p>	<p>5-2-4 訴訟上の和解 訴訟上の和解の意義，要件について説明できる。 訴訟上の和解の手續について、条文に即して説明できる。 訴訟上の和解の効果（確定判決と同一の効力の意義）について、判例を踏まえ、具体例に即して説明できる。 訴訟上の和解の効力を争う方法について、判例を踏まえ、具体例に即して説明できる。 訴訟上の和解の解除について、判例を踏まえ、具体例に即して説明できる。 和解条項の書面による受諾および裁判所等による和解条項の裁定について、条文に即して説明できる。</p>
<p>6 複雑訴訟</p>	<p>6 複雑訴訟</p>
<p>6-1 複数の請求</p>	<p>6-1 複数の請求</p>
<p>6-1-1 請求の客観的併合 請求の客観的併合が生ずる場合をいくつか挙げて、その概要を説明することができる。 一つの訴えで同一の被告に対して複数の請求を立てるための要件を、説明することができる。 請求の客観的併合の種類（単純併合、選択的併合、予備的併合）を説明することができる。</p>	<p>6-1-1 請求の客観的併合 請求の客観的併合が生ずる場合をいくつか挙げて、その概要を説明できる。 一つの訴えで同一の被告に対して複数の請求を立てるための要件を、条文に即して説明できる。 請求の客観的併合の種類（単純併合、選択的併合、予備的併合）を説明できる。</p>
<p>6-1-2 請求の変更（訴えの変更） 請求の変更の種類を説明することができる。 請求の変更の要件を説明することができる。 請求の交換的変更の法律構成について説明することができる。</p>	<p>6-1-2 訴えの変更 訴えの変更の意義，種類を説明できる。 訴えの変更の要件について、条文に即して説明できる。 訴えの変更の手續について、条文に即して説明できる。 請求の交換的変更の法律構成について説明できる。</p>
<p>6-1-3 反訴</p>	<p>6-1-3 反訴</p>

17

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>x 反訴の要件を説明することができる。控訴審における反訴の要件を説明することができる。 予備的反訴を説明することができる。</p>	<p>反訴の意義、要件（控訴審での反訴の場合も含む）について、条文に即して説明できる。</p>
<p>6-1-4 中間確認の訴え 中間確認の訴えの制度趣旨を説明することができる。 中間確認の訴えの要件を説明することができる。</p>	<p>6-1-4 中間確認の訴え 中間確認の訴えの意義、要件について、条文に即して説明できる。</p>
<p>6-2 多数当事者訴訟</p>	<p>6-2 多数当事者訴訟</p>
<p>6-2-1 共同訴訟</p>	<p>6-2-1 共同訴訟</p>
<p>6-2-1-1 総論 請求の主観的併合が生ずる場合をいくつか挙げて、その概要を説明することができる。 複数の原告が、または、複数の被告に対して、訴えを提起するための要件を、説明することができる。 訴訟係属中に原告が被告を追加することの許否について、説明することができる。</p>	<p>6-2-1-1 総論 請求の主観的併合が生ずる場合をいくつか挙げて、その概要を説明できる。 複数の原告が、または、複数の被告に対して、訴えを提起するための要件について、条文に即して説明できる。 訴訟係属中に原告が被告を追加すること（主観的追加的併合）の許否について、判例を踏まえ、具体例に即して説明できる。</p>
<p>6-2-1-2 通常共同訴訟 通常共同訴訟の概念を説明することができる。 通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を説明することができる。 共同訴訟人間での証拠共通の原則を説明することができる。</p>	<p>6-2-1-2 通常共同訴訟 通常共同訴訟の概念を説明できる。 通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則を、条文に即して説明できる。 共同訴訟人間での証拠共通の原則を、判例を踏まえ、具体例に即して説明できる。</p>
<p>6-2-1-3 同時審判申出共同訴訟 同時審判申出共同訴訟の趣旨を、主観的予備的併合の許容性と関連づけて、説明することができる。 共同訴訟において同時審判の申出をするための要件を説明することができる。 同時審判の申出の効果を説明することができる。</p>	<p>6-2-1-3 同時審判申出共同訴訟 同時審判申出共同訴訟の趣旨を、主観的予備的併合の許容性に関する判例理論と関連づけて、説明できる。 共同訴訟において同時審判の申出をするための要件及び申出の効果を、条文に即して説明できる。</p>
<p>6-2-1-3 必要的共同訴訟 必要的共同訴訟の概念を説明することができる。 固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟の異同を説明することができる。 原告側固有必要的共同訴訟と被告側固有必要的共同訴訟の具体例を挙げるることができる。</p>	<p>6-2-1-3 必要的共同訴訟 必要的共同訴訟の概念を説明できる。 固有必要的共同訴訟と類似必要的共同訴訟の異同を説明できる。 原告側固有必要的共同訴訟と被告側固有必要的共同訴訟の具体例を挙げるることができる。</p>

18

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>類似必要的共同訴訟の具体例を挙げることができる。 必要的共同訴訟において、共同訴訟人の一部がし、または、共同訴訟人の一部に対してされた訴訟行為の効果を、説明することができる。</p>	<p>類似必要的共同訴訟の具体例を挙げることができる。 必要的共同訴訟において、共同訴訟人の一部がし、または、共同訴訟人の一部に対してされた訴訟行為の効果を、条文に即して説明できる。</p>
<p>6-2-2 補助参加 補助参加の制度趣旨を説明することができる。 補助参加の利益を含む補助参加の要件を説明することができる。 補助参加申出に対する異議の制度を説明することができる。 補助参加人の訴訟上の地位を説明することができる。 補助参加がされた場合の判決の効力を説明することができる。 共同訴訟的補助参加の要件と効果を説明することができる。</p>	<p>6-2-2 補助参加 補助参加の意義、制度趣旨を説明できる。 補助参加の利益を含む補助参加の要件について、条文に即し、判例を踏まえて説明できる。 補助参加の手続（補助参加の申出、異議、許否の裁判）の概要を、条文に即して説明できる。 補助参加人の訴訟上の地位を、条文に即して説明できる。 補助参加がされた場合の判決の効力を、判例を踏まえて、説明できる。 共同訴訟的補助参加の意義、要件及び効果を理解している。</p>
<p>6-2-3 訴訟告知 訴訟告知の制度趣旨を説明することができる。 訴訟告知の効果を説明することができる。</p>	<p>6-2-3 訴訟告知 訴訟告知の制度趣旨を説明できる。 訴訟告知の要件・手続及び効果を、条文に即して説明できる。</p>
<p>6-2-4 独立当事者参加 権利主張参加と詐害防止参加の要件を、それぞれの制度趣旨を踏まえながら、説明することができる。 独立当事者参加がされた場合において、それぞれの当事者がし、または、それぞれの当事者に対してされた、訴訟行為の効果を説明することができる。 独立当事者参加がされた場合において、原告または被告が訴訟脱退をしたときに、脱退した原告または被告に対する判決の効力について、説明することができる。</p>	<p>6-2-4 独立当事者参加 権利主張参加と詐害防止参加の要件を、それぞれの制度趣旨を踏まえながら、説明できる。 独立当事者参加がされた場合において、それぞれの当事者がし、または、それぞれの当事者に対してされた、訴訟行為の効果を説明できる。 訴訟脱退の趣旨・要件・効果について、条文に即して説明できる。</p>
<p>6-2-5 共同訴訟参加 共同訴訟参加の要件と効果を説明することができる。</p>	<p>6-2-5 共同訴訟参加 共同訴訟参加の意義、要件及び効果を、条文に即して説明できる。</p>
<p>6-2-6 訴訟承継 6-2-6-1 総論 訴訟承継の概念を、訴訟状態の引受けと関連づけながら、説明することができる。</p>	<p>6-2-6 訴訟承継 6-2-6-1 総論 訴訟承継の概念を、訴訟状態の引受けと関連づけながら、説明できる。</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>6-2-6-2 当然承継 当然承継の概念を具体例を挙げて説明することができる。 当然承継と訴訟手続の中断・受継の関係を説明することができる。</p>	<p>6-2-6-2 当然承継 当然承継の概念を具体例を挙げて説明できる。 当然承継と訴訟手続の中断・受継の関係を説明できる。</p>
<p>6-2-6-3 参加承継・引受承継 参加承継の概念を具体例を挙げて説明することができる。 引受承継の概念を具体例を挙げて説明することができる。 参加承継・引受承継の要件としての「承継」の概念を説明することができる。 49条または51条前段の参加がされた後の審理・審判のあり方を説明することができる。 訴訟引受けがされた後の審理・審判のあり方を説明することができる。</p>	<p>6-2-6-3 参加承継・引受承継 参加承継の概念を具体例を挙げて説明できる。 引受承継の概念を具体例を挙げて説明できる。 参加承継・引受承継の要件としての「承継」の概念を説明できる。 49条または51条前段の参加がされた後の審理・審判のあり方を説明できる。 訴訟引受けがされた後の審理・審判のあり方を説明できる。</p>
<p>6-2-7 任意的当事者変更 任意的当事者変更の概念と許容性を説明することができる。</p>	<p>6-2-7 任意的当事者変更 任意的当事者変更の概念と許容性を説明できる。（当事者の確定）</p>
<p>7 上訴・再審 7-1 上訴総論 上訴の定義を説明することができる。 上訴以外の不服申立てを説明することができる。 民事訴訟における審級制度を説明することができる。 上訴の種類を原裁判の種類と関連づけて説明することができる。 上訴要件について説明することができる。 不服の利益（上訴の利益）について説明することができる。 上訴提起の効果、特に移審の範囲を説明することができる。 附帯上訴を説明することができる。 利益変更禁止と不利益変更禁止を、具体例を挙げて説明することができる。 上訴の取下げを説明することができる。</p>	<p>7 上訴・再審 7-1 上訴総論 進級制の趣旨並びに上訴の意義、種類について説明できる。 上訴要件について理解している。 不服の利益（上訴の利益）について、判例を踏まえて説明できる。 上訴提起の効果、特に移審の範囲について説明できる。 附帯上訴の意義について説明できる。 利益変更禁止と不利益変更禁止の原則について、具体例を挙げて説明できる。</p>
<p>7-2 控訴 控訴の意義を説明することができる。 控訴提起の手続を説明することができる。 控訴審の続審としての性格について説明することができる。</p>	<p>7-2 控訴 控訴審の続審としての性格、公訴提起及び審理手続の概要並びに控訴審の終局判決の種類を理解している。</p>

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案		意見
7-3	<p>控訴審における攻撃防禦方法の提出に対する制約を説明することができる。</p> <p>控訴審の終局判決の種類を説明することができる。</p> <p>上告</p> <p>上告の意義を説明することができる。</p> <p>上告制度の目的について説明することができる。</p> <p>権利上告と上告受理申立ての相違点を説明することができる。</p> <p>上告と上告受理申立ての提起の手続を説明することができる。</p> <p>上告理由の種類を説明することができる。</p> <p>上告審の法律審としての性格を説明することができる。</p> <p>上告審の終局判決の種類を説明することができる。</p> <p>差戻し（または移送）後の手続について説明することができる。</p>	<p>7-3 上告</p> <p>上告審の法律審としての性格、上告及び上告受理申立ての提起及び審理手続の概要、上告理由の種類、上告審の終局判決の種類並びに差戻し後の手続の概要を理解している。</p>
7-4	<p>7-4 抗告</p> <p>抗告の意義を説明することができる。</p> <p>通常抗告と即時抗告の異同を説明することができる。</p> <p>抗告の対象となる裁判の範囲を説明することができる。</p> <p>再抗告を説明することができる。</p> <p>最高裁判所に対する許可抗告を説明することができる。</p> <p>抗告提起の手続を説明することができる。</p> <p>再度の考案を説明することができる。</p>	<p>7-4 抗告</p> <p>抗告の種類、抗告の対象となる裁判の範囲、抗告提起及び審理手続の概要を理解している。</p>
7-5	<p>7-5 特別上訴</p> <p>特別上告と特別抗告の意義を説明することができる。</p>	<p>7-5 特別上訴</p> <p>特別上告と特別抗告の意義を理解している。</p>
7-6	<p>7-6 再審</p> <p>再審の意義を説明することができる。</p> <p>再審の訴えの管轄裁判所を説明することができる。</p> <p>再審の訴えの訴訟物についての見解の対立を説明することができる。</p> <p>再審事由の種類を上告理由と比較しながら説明することができる。</p> <p>再審の補充性を説明することができる。</p> <p>再審の対象となる判決の範囲を説明することができる。</p> <p>再審訴訟における当事者適格を説明することができる。</p>	<p>7-6 再審</p> <p>再審の意義、再審事由及び手続の概要を理解している。</p>

21

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案		意見
×	<p>再審事由の種類によって再審期間が相違している理由を説明することができる。</p> <p>再審手続の流れを説明することができる。</p> <p>準再審を説明することができる。</p>	
8-1	<p>8-1 略式訴訟手続</p> <p>簡易裁判所の特則</p> <p>簡易裁判所における通常訴訟の手続の特則を説明することができる。</p> <p>起訴前の和解について説明することができる。</p>	<p>8-1 略式訴訟手続</p> <p>簡易裁判所の特則</p> <p>簡易裁判所における通常訴訟の手続の特則及び訴え提起前の和解の概要を理解している。</p>
8-2	<p>8-2 手形訴訟・小切手訴訟</p> <p>手形訴訟（と小切手訴訟）の意義と目的を説明することができる。</p> <p>手形訴訟において請求できる事項を説明することができる。</p> <p>手形訴訟における審理手続の特則を説明することができる。</p> <p>手形判決前の通常の手続への移行を説明することができる。</p> <p>手形本案判決に対する異議申立てによる通常の手続への移行を説明することができる。</p> <p>手形異議による通常の手続への移行後の手続を説明することができる。</p>	<p>8-2 手形訴訟・小切手訴訟</p> <p>手形・小切手訴訟の意義、特色及び手続の概要を理解している。（手形・小切手法）</p>
8-3	<p>8-3 少額訴訟</p> <p>少額訴訟の意義と目的を説明することができる。</p> <p>少額訴訟の職分管轄を説明することができる。</p> <p>少額訴訟において請求できる事項を説明することができる。</p> <p>少額訴訟における審理手続の特則を説明することができる。</p> <p>請求認容判決における支払猶予を説明することができる。</p> <p>少額訴訟における通常の手続への移行を説明することができる。</p> <p>異議と異議後の手続を説明することができる。</p>	<p>8-3 少額訴訟</p> <p>少額訴訟の意義、特色及び手続の概要を理解している。</p>
8-4	<p>8-4 支払督促</p> <p>督促手続の意義と目的を説明することができる。</p> <p>督促手続の職分管轄を説明することができる。</p> <p>督促手続によって請求できる事項を説明することができる。</p> <p>申立てから支払督促までの手続の流れを説明することができる。</p> <p>仮執行宣言付支払督促を説明することができる。</p>	<p>8-4 支払督促</p> <p>支払督促の意義、特色及び手続の概要を理解している。</p>

22

共通到達目標（民事訴訟法）第一次案	意見
<p>x 支払督促に対する異議を、仮執行宣言前の異議と仮執行宣言後の異議の相違点に留意しつつ、説明することができる。</p> <p>異議後の手続について説明することができる。</p> <p>適法な異議がなかった仮執行宣言付支払督促の効力について説明することができる。</p> <p>電子情報処理組織を用いた督促手続を説明することができる。</p>	
<p>9 訴訟費用</p> <p>訴訟費用の負担の原則及びそれに対する例外について、具体例に即して説明できる。</p> <p>訴訟費用負担の裁判及び訴訟費用額確定の手続の概略について説明できる。</p> <p>x 訴訟費用の担保の制度の意義及び手続の概略について説明できる。</p> <p>訴訟上の救助の制度の意義、付与の要件及び手続の概略について説明できる。</p>	<p>9 訴訟費用</p> <p>訴訟費用の意義、訴訟費用負担の原則と例外、訴訟費用負担の裁判及び訴訟額確定手続の関係と概要並びに訴訟上の救助の意義と概要を理解している。</p>